

小樽市行政評価市民会議設置要綱

(目的)

第1条 小樽市における行政評価制度において、評価の客観性及び信頼性の向上を図るために、小樽市行政評価実施要綱第4条第1項第2号に規定する市民参加による意見等の聴取を行うことを目的として小樽市行政評価市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 次号に規定する意見等の報告を行う施策の選定
- (2) 施策の一次評価に対する意見、提案等の取りまとめ及び市長への報告
- (3) 行政評価制度に関する協議
- (4) その他市長が市民会議において行うことを必要と認めた事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員のうち、議長となる委員は、学識経験のある者の中から、その他の委員は、市長が公募し、応募のあった者の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。

(議長及び副議長)

第5条 市民会議に議長及び副議長を各1名置き、副議長は委員の互選により定める。

2 議長は、市民会議の議長となり、会務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要のつど議長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 市民会議の会議は、公開する。ただし、市民会議において公開が適当でないとする場合は、この限りでない。

(調査等)

第8条 市民会議は、必要があると認めるときは、委員に必要な調査等を行わせることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、総務部企画政策室において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。